

鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所と 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金について

農水商工課商工労政係 ☎(25)1156

鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所 ☎(25)1241

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口 ☎050-8882-6380

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により国、県および市の助成金などの事務手続きを支援するために新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所を開設しています。なお、3月8日より申請受付が開始された「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金」、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」などの相談も受け付けています。

相談所開設日時 毎週月曜・火曜日の午前9時～午後4時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）※事前予約が必要です

ところ 市役所西庁舎（旧市民文化会館）

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金

三重県「緊急警戒宣言」の発出などにより、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続き、令和2年12月から令和3年2月の間に特に大きな影響を受けた飲食店およびその取引事業者などに対し、事業の継続を下支えし事業全般に広く活用できる支援金を支給します。

対象事業者 飲食店、飲食店取引事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者

支給金額 1店舗・1事業者あたり30万円

申請期限 4月16日（金）※消印有効 **提出方法** 郵送のみ受け付けます

送付先 〒514-8799 津中央郵便局留 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金事務局宛

※支援金の支給要件や必要書類などについて詳しくは、三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口へお問い合わせいただるか、三重県ホームページで確認してください。

鳥羽市委託事業 子どもの学習支援「**YELL**」

学習支援ボランティア募集

鳥羽市社会福祉協議会では学習支援ボランティアを募集しています。

個別指導で学習支援をしてみませんか。

少しでも興味のあるかたは、ぜひ問い合わせてください。

健康福祉課 生活支援係 ☎(25)1115

子育て支援室 ☎(25)1184

対象 大学生・高校生・教員OB・その他一般のかたも歓迎

ところ 保健福祉センターひだまり

とき 週1回（火曜日）午後4時～8時

※奇数月の第3週のみ水曜日

※上記の時間帯のうち都合のいい時間帯

謝金など 1回2,000円程度（交通費を含む）
（市外からの参加は1回3,000円程度）

その他 ボランティア行事用保険を適用します

申込方法 電話、ファクスまたはメールで申し込んでください

目的

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、学力向上と居場所づくりを目的とし、鳥羽市内小学4年生から中学3年生のひとり親世帯・就学援助世帯・生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を行います。

申込・ 問合せ先

鳥羽市社会福祉協議会

暮らし相談支援センターとば 子どもの学習支援事業担当（濱田）

☎(25)1188 FAX(25)1117 ✉soumu@toba-shakyo.or.jp

月曜～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時

